

令和 4 年度第 1 回さいたま市地域公共交通協議会における協議事項及び報告事項の照会

1. 照会の趣旨

本市では、公共交通に係る様々な問題・課題に対応した持続可能な交通ネットワーク構築の実現に向けて、目指す将来像とそれを達成するための施策を示し、交通事業者・地域・地方公共団体が連携して進める「さいたま市地域公共交通計画」の策定に向けて検討を進めております。本協議会においては、委員の皆様からご意見等を伺いながら計画策定を進めてまいりました。

今後の計画策定後については、計画における各施策の推進に向けて、委員の皆様、交通事業者や行政機関で積極的に協議を進めることが必要であると考えております。また併せて、協議会は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する協議、市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な協議等を行うことと定めております。

つきましては、協議会における協議等を円滑に行うため、事前に協議事項や報告事項について、委員の皆様には照会をさせていただきます。なお、提出された協議事項等については、当該委員から協議会の中でご説明いただくとともに、会議資料は委員と事務局で調整させていただきます。

お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、8月5日(金)までに、メール等でご意見いただけますようお願いいたします。

※ご意見等がない場合は連絡不要でございます。

2. 協議事項

協議事項について、内容とその理由を、以下のシートにご記載ください。以下の事項はさいたま市地域公共交通協議会条例における協議会の所掌事務を示しておりますので、ご参考としてください。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- (5) 市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な協議
- (6) 上記に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議

	内容	理由	公開・非公開
例	地域公共交通計画の各施策の進め方	計画の記載では進め方が不明なため	公開
1	東西交通大宮ルート の検討について (市民委員)	交通システム別の特性やコスト面の提示とルート別にその地域を生かしたまちづくりを提案することでより現実性を持つ協議が行われると思うので。比較検討する為。	公開
2			
3			

3. 報告事項

報告事項について、内容とその理由を、以下のシートにご記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
例	株式会社●●の●●事業について	新たに●●事業を立ち上げたため	非公開
1			
2			
3			

4. その他意見など

その他意見などございましたら、内容とその理由を、以下のシートにご記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
1			
2			
3			

ご協力をありがとうございました。